

議案第28号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成26年(2014年)2月14日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市消防事務手数料条例(平成22年条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1(2)の部中

「

91,000円

」を「

92,000円

」

に改め、同表(3)の部エの款中

「

820,000円
990,000円
1,100,000円
1,400,000円
1,640,000円
3,850,000円
5,090,000円

」を「

830,000円
1,010,000円
1,120,000円
1,420,000円
1,660,000円
3,880,000円
5,100,000円

」

に改め、同部オの款中

「

1,120,000円
1,330,000円
1,480,000円

」を「

1,130,000円
1,340,000円
1,500,000円

」

に、

2, 120, 000円	を	2, 140, 000円
4, 330, 000円		4, 350, 000円

に改め、同表（4）の部オの款中

91, 000円	を	92, 000円
----------	---	----------

に改め、同表（15）の部エの款中

950, 000円	を	990, 000円
-----------	---	-----------

に、

1, 650, 000円	を	1, 720, 000円
3, 180, 000円		3, 320, 000円
3, 890, 000円		4, 060, 000円
4, 450, 000円		4, 650, 000円

に改め、同表（17）の部アの款中

410, 000円	を	430, 000円
-----------	---	-----------

に、

920, 000円	を	960, 000円
1, 160, 000円		1, 210, 000円
2, 830, 000円		2, 950, 000円

3,470,000円
4,000,000円

3,620,000円
4,170,000円

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る審査又は検査の手数料について適用し、同日前にされた申請に係る審査又は検査の手数料については、なお従前の例による。

議案第28号

宝塚市消防事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市消防事務手数料条例新旧対照表

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(2) 危険物製造所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	指定数量の倍数(法第11条の4第1項に規定する指定数量の倍数をいう。以下同じ。)が10以下のもの	39,000円	
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円	
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円	
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円	
		指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円	
(3) 危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	830,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,010,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,120,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,420,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,660,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	3,880,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,100,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,290,000円	
		オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,130,000円

			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,340,000円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,500,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,830,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,140,000円
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,350,000円
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,570,000円
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,770,000円
(4) 危険物取扱所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	オ 令第3条第4号に規定する一般取扱所	指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
			指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
			指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円
			指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円
			指定数量の倍数が200を超えるもの	92,000円
(15) 危険物製造所等の設置許可の完成検査前検査手数料	法第11条の2第1項の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査	エ 令第8条の2第5項に規定する溶接部検査	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	490,000円

			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	630,000円
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>990,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	1,310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>1,720,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>3,320,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,060,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上の特定屋外タンク貯蔵所	<u>4,650,000円</u>
(17) 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査手数料	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>430,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>960,000円</u>

		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,210,000円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	2,950,000円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	3,620,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	4,170,000円

(現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額	
(2) 危険物製造所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく製造所の設置の許可の申請に対する審査	指定数量の倍数(法第11条の4第1項に規定する指定数量の倍数をいう。以下同じ。)が10以下のもの	39,000円	
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円	
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円	
		指定数量の倍数が100を超え200以下のもの	77,000円	
		指定数量の倍数が200を超えるもの	91,000円	
(3) 危険物貯蔵所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査	エ 特定屋外タンク貯蔵所(浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。)及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	820,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	990,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,100,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,400,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	1,640,000円	

		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	3,850,000円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,090,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,290,000円
	オ 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,120,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	1,330,000円
		危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,480,000円
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,830,000円
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,120,000円
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,330,000円
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,570,000円
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	6,770,000円
(4) 危険物取扱所の設置許可申請手数料	法第11条第1項前段の規定に基づく取扱所の設置の許可の申請に対する審査	オ 令第3条第4号に規定する一般取扱所	
		指定数量の倍数が10以下のもの	39,000円
		指定数量の倍数が10を超え50以下のもの	52,000円
		指定数量の倍数が50を超え100以下のもの	66,000円

		指定数量の倍数が100 を超え200以下のもの	77,000円	
		指定数量の倍数が200 を超えるもの	<u>91,000円</u>	
(15) 危険物 製造所等の 設置許可の 完成検査前 検査手数料	法第11条の2第 1項の規定に基 づく製造所、貯 蔵所又は取扱 所の設置の許 可に係る完成 検査前検査	エ 令第8条の2第5項 に規定する溶接部 検査	危険物の貯蔵最大数 量が1,000キロリッ トル以上5,000キロリッ トル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	490,000円
			危険物の貯蔵最大数 量が5,000キロリッ トル以上1万キロリッ トル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	630,000円
			危険物の貯蔵最大数 量が1万キロリットル 以上5万キロリットル 未満の特定屋外タン ク貯蔵所	<u>950,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が5万キロリットル 以上10万キロリット ル未満の特定屋外タ ンク貯蔵所	1,310,000円
			危険物の貯蔵最大数 量が10万キロリット ル以上20万キロリッ トル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>1,650,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が20万キロリッ トル以上30万キロリッ トル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>3,180,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が30万キロリッ トル以上40万キロリッ トル未満の特定屋外 タンク貯蔵所	<u>3,890,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数 量が40万キロリッ トル以上の特定屋外タ ンク貯蔵所	<u>4,450,000円</u>

(17) 特定屋外タンク貯蔵所の保安検査手数料	法第14条の3第1項又は第2項の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所の保安に関する検査	ア 特定屋外タンク貯蔵所(岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	310,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	<u>410,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	720,000円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>920,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>1,160,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	<u>2,830,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	<u>3,470,000円</u>
			危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	<u>4,000,000円</u>